

保険診療で“定期検診”を受診いただいている患者様へ

いつも当院の定期検診を受診いただき誠にありがとうございます。
 この度、当院の定期検診のシステム変更に伴いご案内させていただきます。
 平成27年1月13日、経済産業省から以下のような発表が行われました

News Release 経済産業省

平成27年1月13日

歯科医師がう蝕・歯周病に罹患していないと判断した者に対する予防メンテナンスが療養の給付に含まれないことが明確化されました
 ～産業競争力強化法の「グリーンゾーン解消制度」の活用！～

昨年1月20日に施行された産業競争力強化法に基づく「グリーンゾーン解消制度」について、内閣総理大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣所管の事業分野の企業からの照会に対して、回答を行いました。

1.「グリーンゾーン解消制度」の活用結果

<対象となった規制>
 健康保険法第43条において、「被保険者の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。」とされており、

<照会内容>
 歯科医師がう蝕・歯周病に罹患していないと判断した者に対する予防メンテナンスが療養の給付に含まれないこと等について照会がありました。

<回答>
 医師又は歯科医師が、う蝕・歯周病に罹患しておらず、口腔内に他の疾病又は負傷がないと判断した場合は、当該判断を受けた者の状態は「疾病又は負傷」に該当せず、このような者に対する予防処置等は「療養の給付」に該当しないこと等が確認されました。

<照会内容>
 歯科医師がう蝕・歯周病に罹患していないと判断した者に対する予防メンテナンスが療養の給付に含まれないこと等について照会がありました。

<回答>
 医師又は歯科医師が、う蝕・歯周病に罹患しておらず、口腔内に他の疾病又は負傷がないと判断した場合は、当該判断を受けた者の状態は「疾病又は負傷」に該当せず、このような者に対する予防処置等は「療養の給付」に該当しないこと等が確認されました。

虫歯や歯周病などの病気がなく安定している場合、
**【予防的な“検診”や“メンテナンス”】は、
 健康保険の適用外、**
 と解釈できます。

歯周病が治ってしまった人の“検診”に保険制度を利用するため、歯周病の病名を付けて“検診”を行なっているのが歯科業界の現状です。

当院では『それは倫理的にもよくないだろう』ということで、経産省の意向に沿う形で本年8月以降保険を適用させた定期検診を取りやめる運びとなりました。

今後の定期検診は自由診療で行わせていただきます。

今までの歯科検診では年間に4～6回受診していただいております。
 現在は検診を受診されている方々の口腔内は非常に良い状態の方が殆どです。
 そこで、二つのプランをご用意しました。

60分で行う“検診”	¥15,000-/回+税 (含基本診療料 ¥3,000-/回+税)
90分で年4回行う“メンテナンス”	¥100,000-/年 +税 (含基本診療料 ¥3,000-/回+税)

また、口腔内に金属やセラミックの修復物が混在している場合、それぞれのすり減るスピードが大きく異なることから一部の歯が強く噛み合わせるようになり、歯が痛くなったり、グラツいたり、すり減ったりすることがあります。

そのため半年に一度程度は噛み合わせの調整を行うことをお勧めいたします。

噛み合わせ調整	
天然の歯と修復物が装着されている歯の噛み合わせのバランスを整えます。	¥15,000-/回+税 (含基本診療料 ¥3,000-/回+税)

”60分検診”と”90分メンテナンス”の違いとは

60分で行う ”検診”

今までの検診より時間を確保してレントゲン検査と歯石除去を一回で行います。

¥15,000-/回+税

(含基本診療料¥3,000-/回+税)

基本的には年に一回の検診で全ての箇所の歯石除去を終えます。
(希望により回数は増やせます)

半年に一回の噛み合わせ調整にお越しいただくことで、
問題箇所を簡易的に調べることが出来ます。

問題が見つければ次回の”検診”のタイミングを早めることもできます。
治療に移行する際には別途”検査費用”が必要になります。

90分で行う ”メンテナンス”

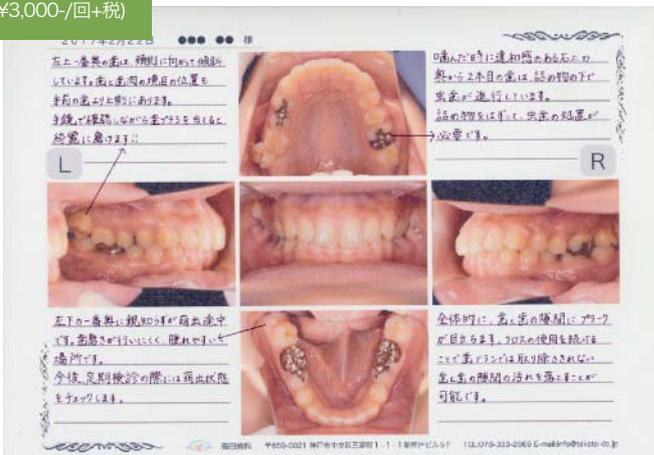
顕微鏡を用いて詳しく診査し、説明に時間を割きます。年四回計画的に診ます。

¥100,000-/年 +税

(含基本診療料¥3,000-/回+税)

患者さん一人一人に合わせた口腔内状態の説明資料を作成し、
年間を通して専属のベテラン歯科衛生士が口腔管理をします。

メンテナンス時間は90分
確保しており、十分な時間を割いて
口腔内の状態を詳しく説明する
とともに改善点を指摘いたします。



顕微鏡を用いて口腔内を観察することで細かな
変化を見逃さない体制を整えています。

それでも新たな問題が見つかる場合があります。

ご不明な点がございましたら、遠慮なくスタッフにお申し付けください。

高田歯科 院長 高田 光彦